

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年静岡市条例第15号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、市長等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）市長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア市長若しくはこれに置かれる機関又は機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p>	<p>○静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年静岡市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）市長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア市長若しくはこれに置かれる機関又は機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p>

イ指定管理者のうち市長が指定したものをいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。

ア電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するもの
イ電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの

エアからウまでに掲げるもののほか、市長等が指定するもの
（平28規則8・一部改正）

（電子情報処理組織による申請等）

イ指定管理者のうち市長が指定したものをいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。

ア電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するもの
イ電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの

エアからウまでに掲げるもののほか、市長等が指定するもの
（平28規則8・一部改正）

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力して行うものとする。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。

3 条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、前2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され、若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力して行うものとする。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。第13条第1項第1号において同じ。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りではない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項及び第2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され、若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力

は、その他の同一内容の書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が
入力されたものとみなす。

- 4 第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに条例等（条例を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、市長等の定めるところにより、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が
入力されたものとみなす。

- 5 第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに条例等（条例を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、市長等の定めるところにより、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

（2）申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると市長等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市長等は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機のうち市長等の使用に係るものに備えられたファイルに記録するものとする。

第7条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機のうち市長等の使用に係るものに備えられたファイルに記録するものとする。

2 市長等は、前項の処分通知等を行うときは、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。ただし、市長等の定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講じるとき又は市長等に対して処分通知等を行う場合において市長の定める情報システムを使用して行うときは、この限りではない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市長等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法若しくは当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市長等は、情報通信利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法若しくは当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 市長等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法（これに準ずる

(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法を含む。)により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置

(2) 市長等が別に定める方法により、申請等を行った者を確認するための措置

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置とする。

(平28規則8・一部改正)

方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法を含む。)により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第13条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置

(2) 市長等が別に定める方法により、申請等を行った者を確認するための措置

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置とする。

(平28規則8・一部改正)

(適用除外)

第14条 条例第7条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長等が認める場合

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると市長等が認める手続等

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第15条 条例第8条に規定する規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法

	<p>その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの市長等への提示</p>
<p>2 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法 その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</p>

(手続の公表)

第8条 市長は、市長等が情報通信技術利用条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等の根拠となる条例等の名称、条項その他市の機関等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

3 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書

2の項右欄第2号に掲げる措置

4 区長が作成する印鑑に関する証明書

1の項右欄第1号に掲げる措置

(手続の公表)

第16条 市長は、市長等が条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等の根拠となる条例等の名称、条項その他市の機関等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。